

産業廃棄物等関連施設  
環境保全対策書作成指針

平成24年7月

瀬戸市



# 産業廃棄物等関連施設 環境保全対策書作成指針

## <目次>

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1章 総説                   |    |
| 第1節 指針の目的                | 1  |
| 第2節 環境保全対策書の基本的な考え方      | 2  |
| 第2章 関係地域環境影響調査           |    |
| 第1節 調査範囲の選定              | 5  |
| 第2節 施設特性及び地域特性の把握        | 5  |
| 第3節 調査項目の選定              | 7  |
| 第4節 現況調査、予測及び分析の手法       | 8  |
| 第1款 基本的事項                | 8  |
| 第2款 現況調査                 | 8  |
| 第3款 環境保全措置               | 10 |
| 第4款 予測                   | 11 |
| 第5款 分析                   | 12 |
| 第3章 各関係地域環境影響調査項目の調査等の手法 |    |
| 第1節 大気質                  | 14 |
| 第2節 水質                   | 22 |
| 第1款 表流水                  | 22 |
| 第2款 地下水                  | 27 |
| 第3節 騒音                   | 31 |
| 第4節 振動                   | 37 |
| 第5節 悪臭                   | 42 |
| 第6節 土壌汚染                 | 47 |
| 第7節 地盤沈下                 | 51 |
| 第8節 自然環境                 | 54 |
| 第9節 廃棄物・発生土              | 58 |
| 第10節 文化財                 | 62 |
| 第11節 景観                  | 65 |
| 第12節 防災                  | 69 |
| 第13節 交通安全                | 72 |
| 記載例（1～9）                 | 75 |



## 第1章 総説

### 第1節 指針の目的

産業廃棄物等関連施設（以下「施設」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は土壌汚染対策法において、生活環境を保全するための技術上の基準が定められ、都道府県知事の許可が設置の要件とされているものであるが、かねてより瀬戸市においては、設置における住民とのトラブルや施設の不適切な運用による環境への悪影響が現実に発生しており、設置にあたっては事業者における環境への配慮及び適切な運用が強く求められていた。

このような状況に対処するため、平成14年に瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）が制定され、施設の設置にあたっては、市に対して環境保全対策書を添付した事業計画書の提出が義務付けられ、これによって関係住民に対する計画の事前公開がなされることとなった。このことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が、施設設置の許可要件として「地域の生活環境への適正な配慮」を求めていることと基本的にその趣旨を同じくするものである。

もとより、産業廃棄物又は汚染土壌を扱うという施設の性質上、これらの設置に際しての関係住民の関心は非常に高く、事業者は、設置しようとする施設が適正な環境配慮を備え、環境影響を最小限としたものであることの事実上の説明責任を負うものと言える。

環境保全対策書は、条例が適用されるすべての施設について、提出を義務づけるものであるが、事業者は施設設置の計画段階で、その施設が周辺地域の環境に及ぼす影響をあらかじめ予測・分析し、その結果に基づき、地域の環境に配慮したきめ細かな環境保全措置を検討した上で、施設の事業計画とともにそれらに関係住民に示してゆく必要がある。

事業者は、環境保全対策書により、施設について科学的な検討を根拠とした説明に関係住民に対して行うことができ、関係住民もこれをもとに合理的な理解が可能となり、関係地域における紛争の予防が図られるものであるほか、意見の調整や紛争のあっせんが行われるような場合においても、環境保全対策書によって科学的に明らかにされた事業者の環境保全対策を前提とした判断がなされることとなる。

このように、環境保全対策書は、施設が関係地域の環境にどのような影響を及ぼすかという点について、関係地域の現況を把握し、施設の設置による影響を予測・分析し、そして必要な環境保全措置を検討した結果に関係住民に対して明らかにすることにより、関係地域の環境の状況に応じた適切な環境保全対策が検討されることを促すと同時に、関係住民との良好な関係を築き、紛争を未然に防止する機能を果たすものであり、施設の計画にあたっては、環境保全対策書が適正に作成されることは非常に重要な意義を有するものである。

この指針は、この環境保全対策書の作成が、適切で合理的に行われるよう、記載内容に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づいて、取りまとめたものである。

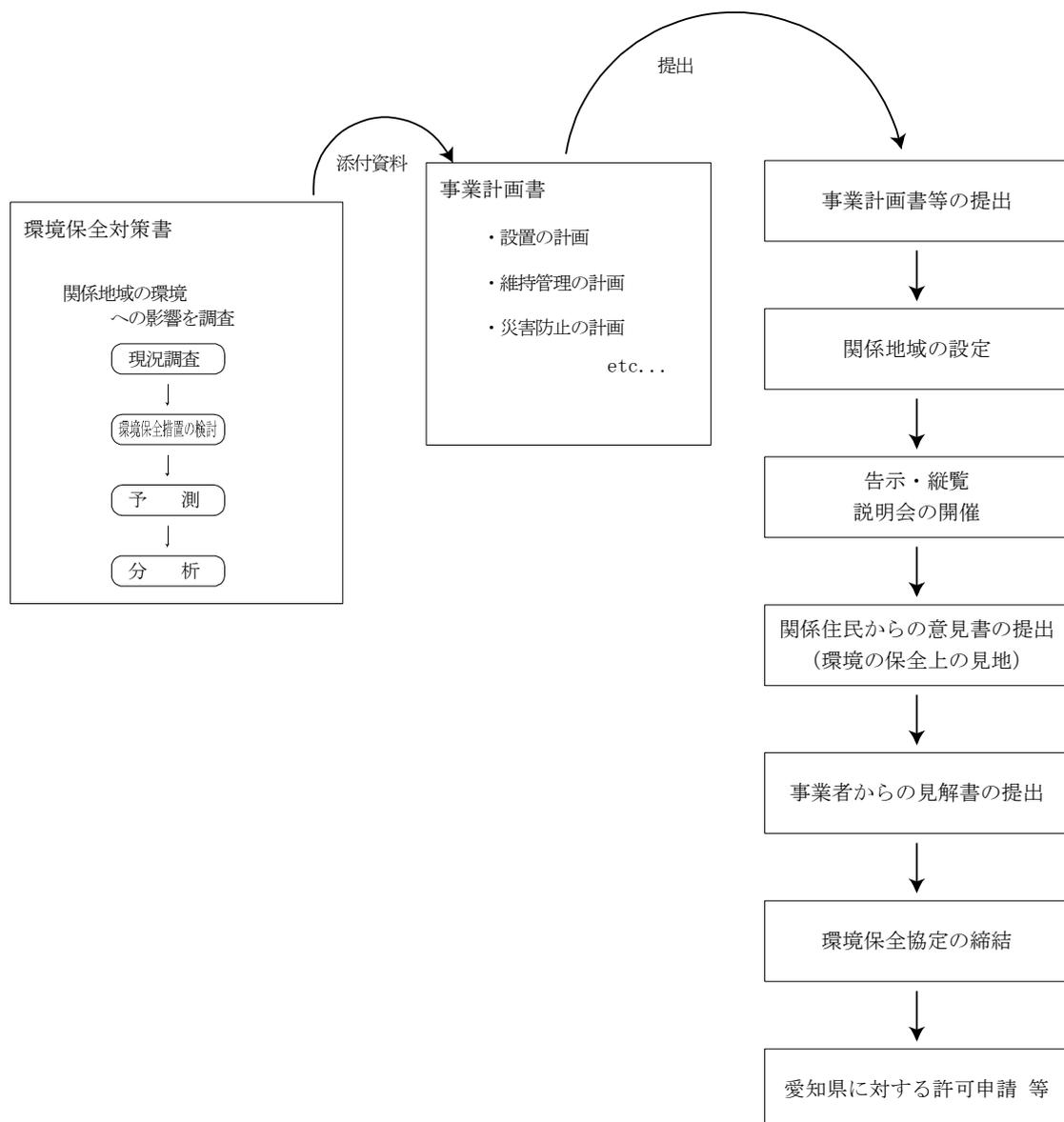
## 第2節 環境保全対策書の基本的な考え方

### 1. 条例手続きと環境保全対策書の位置づけ

施設の設置にあたって、事業者は、関係地域環境影響調査の結果等を記載した書類（「環境保全対策書」）を、事業計画書に添付して市長に提出しなければならない。

環境保全対策書は、事業計画書とともに住民に縦覧され、その後の説明会や意見の調整等の手続きの基礎となる書類である。

表1-1 条例手続きの流れと環境保全対策書



## 2. 環境保全対策書の構成

市長に提出された環境保全対策書と事業計画書は、住民に縦覧され、その後の説明会や意見の調整等の手続きの基礎となるものであるが、広く一般市民が理解しやすい内容となるよう配慮されることが望ましい。

特に、環境保全対策書は、関係地域環境影響調査の結果等が、施設の設置に関する計画、維持管理に関する計画及び災害防止のための計画のそれぞれについて、どのように反映されたかを明確にし、これによって、住民が事業者の行う事業が関係地域の環境に配慮されたものであることを理解するという非常に重要な役割を果たすものである。

そこで、標準的な環境保全対策書の目次構成を、次のように示す。

表1-2 環境保全対策書の標準的目次構成

|   |
|---|
| 第1章 産業廃棄物等関連施設の事業計画                                 |
| 1-1 施設の設置者の氏名及び住所等                                  |
| 1-2 施設特性  |
| 1-3 地域特性  |
| 1-4 調査範囲の選定   |
| 第2章 関係地域環境影響調査項目の選定                                 |
| 2-1 調査対象とした項目及びその理由                                 |
| 2-2 調査対象としなかった項目及びその理由                              |
| 第3章 関係地域環境影響調査の結果等                                  |
| 3-1 大気質   |
| (1) 調査対象地域  |
| (2) 現況把握  |
| ア 現況把握項目  |
| イ 現況把握方法  |
| a 調査地点  |
| b 調査時期  |
| c 調査方法  |
| ウ 現況把握の結果   |
| (3) 環境保全措置  |
| ア 措置の内容   |
| イ 措置の効果   |
| (4) 予測  |
| ア 予測対象時期  |
| イ 予測項目  |
| ウ 予測方法  |
| a 予測地点・範囲   |
| b 予測手法  |
| c 予測条件  |
| エ 予測結果  |
| (5) 影響の分析   |
| ア 影響の分析方法   |
| イ 影響の分析結果   |
| 3-2 水質<br>(結果の記載方法は「3-1 大気質」に同じ。以下「3-13 交通安全」まで同様。) |
| 3-3 騒音  |
| 3-4 振動  |
| 3-5 悪臭  |
| 3-6 土壌汚染  |
| 3-7 地盤沈下  |
| 3-8 自然環境  |
| 3-9 廃棄物・発生土   |

- 3-10 文化財
- 3-11 景観
- 3-12 防災
- 3-13 交通安全

#### 第4章 環境影響の総合的な分析

- 4-1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理
- 4-2 環境保全措置の整理
- 4-3 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容
- 4-4 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容
- 4-5 災害防止のための計画に反映した事項及びその内容

### 3. 環境保全対策書作成上の留意事項

環境保全対策書の作成にあたっては、関係地域環境影響調査の結果を取りまとめ、住民等への縦覧等に供するため、以下の事項に留意する。

- ア 図書の体裁は、原則としてA4版縦の用紙に横書きとし、本文の文字は10ポイント以上とする。なお、図表等についてA4を超えるサイズの用紙を使用する場合は、A4に折り込みとする。
- イ 記載する内容について十分検討し、一貫性のある内容となるよう配慮する。客観的な事実と、それに基づく推論・見解は明確に区別する。
- ウ 広く一般市民が理解できるよう、わかりやすく簡潔・平易な表現を用い、写真、図、グラフなど、視覚的な表示を活用し、理解しやすい内容となるよう配慮する。
- エ 学術用語、法令用語等の専門語の使用は、必要最小限にとどめ、やむを得ず使用する場合は、必要に応じて注釈を付ける。
- オ 図書に用いる資料については、出典（著者名、名称、調査年等）を明示すると共に、著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触しないように留意する。  
また、技術的、専門的な分析資料等で膨大な量となる資料は、資料編として別途整理する。
- カ 調査地域、調査地点、予測方法、予測条件及び予測に用いた係数、数値等については、その根拠を明らかにする。
- キ 貴重な生物などの生育・生息に関する情報は、必要に応じて場所等の特定ができないよう配慮を行う。
- ク 図書に用いる地図情報は、位置等が明確に判読可能なものを使用する。

## 第2章 関係地域環境影響調査

### 第1節 調査範囲の選定

関係地域環境影響調査を実施する範囲は、施設を設置する地域及び地域の特性並びに施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類又は汚染土壌の汚染状態を考慮し、環境保全上、影響を受けると認められる地域を、町（丁目）を単位として選定する。

なお、環境保全対策書を作成する段階では、関係地域は特定していないことから、調査の実施が狭い範囲とならないよう留意する。

関係地域は、設置する施設の種類ごとに設定の基準が瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定められており（下表）、これに基づいて市長が設定するものであるが、具体的な設定にあたっては、施設周辺の地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通その他の事項を総合的に勘案することとされているため、次節に示す施設特性及び地域特性を踏まえて、適切に調査範囲を選定する。

表2-1 関係地域の設定基準

| 産業廃棄物に係る施設  |  |
|-------------|--|
| 焼却施設又はばい焼施設 | 大気汚染物質の最大着地濃度出現地点までの距離の2倍                              |
| 最終処分場       | 3キロメートル  |
| 上記以外        | 300メートル  |
| 汚染土壌に係る施設   |  |
| 浄化等処理施設     | 大気汚染物質が発生する施設の場合は、その最大着地濃度出現地点までの距離の2倍。それ以外の施設は300メートル |
| セメント製造施設    |  |
| 埋立処理施設      | 3キロメートル  |
| 分別等処理施設     | 300メートル  |

### 第2節 施設特性及び地域特性の把握

調査範囲、調査項目並びに調査、予測及び分析の手法を選定するに当たっては、当該選定に影響を及ぼす施設の特性（以下「施設特性」という。）並びに施設の設置地域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報を把握しなければならない。

施設の設置による関係地域環境への影響の程度は、施設特性と地域特性により大きく異なるため、施設特性及び地域特性に関する情報は的確に把握する必要がある。

#### 1. 施設特性の把握

施設特性については、施設の設置に伴って生ずる汚染物質等の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえ、環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。次節参照。）とそれが環境に及ぼすおそれのある影響について考慮しながら、次の項目について整理する。

##### ア 施設の目的

施設の目的として、「施設の必要性」、「施設の位置づけ」、「地域に期待される施設の役割」その他、その施設が設置される目的を記述する。

#### イ 施設が設置される事業用地の位置

施設が設置される事業用地の位置として、施設の設置区域が地理上明確になるよう適切な縮尺の平面図に示す。

#### ウ 施設の種類

施設の種類として、規則で定められた施設のうちのいずれの種類に当たるのかが明らかになるよう、産業廃棄物又は汚染土壌の処理方式その他施設の概要とともに記述する。

#### エ 施設の規模

施設の規模として、事業用地の面積、施設の処理能力等を用いて、施設及び事業用地の規模を記述する。

#### オ 工事計画の概要

施設の設置に係る工事の計画（以下「工事計画」という。）の概要として、主な工種及び工事の工程等について記述する。

なお、特殊な工法による施工等が予定される場合は、その旨を記述する。

## 2. 地域特性の把握

地域特性の把握については、可能な限り最新の資料及び文献を収集し、当該資料及び文献の出典を明らかにしつつ、必要な調査項目について整理する。

また、必要に応じて市及び関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有するものから聴取し、現地の状況の確認を行う。

#### ア 調査項目

調査項目は、下表の項目のうち、地域の環境特性の把握に必要であり、かつ、環境影響要因と関連がある項目について行う。

また、調査は経年変化についても行う。

表 2-2 地域特性の把握に係る調査項目

|       |  |
|-------|--|
| 社会的状況 | 人口、産業、土地利用、交通、水利用、関係法令の指定・規制等、環境保全に関する行政計画、その他 |
| 生活環境  | 大気環境、水環境、土壌環境、その他                              |
| 自然環境  | 気象、地象、水象、生物・生態系、その他                            |
| 都市環境  | 景観、歴史的・文化的景観、文化財、その他                           |

#### イ 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集及び解析によるものとし、既存資料については、国、愛知県、瀬戸市等が公表した最新の資料、文献、評価書など、客観性のある資料を採用する。

なお、既存資料による地域特性の把握が不十分であるなど必要がある場合には、現地調査を行う。

### 第3節 調査項目の選定

関係地域環境影響調査項目は、規則が定めるものの中から選定する（下表）。

選定にあたっては、施設特性及び地域特性並びに環境影響要因を十分勘案して、その影響を受けるおそれの有無を検討しなければならない。

表2-3 関係地域環境影響調査項目

|   |          |
|---|----------|
| ア | 大気質      |
| イ | 水質       |
| ウ | 騒音       |
| エ | 振動       |
| オ | 悪臭       |
| カ | 土壌汚染     |
| キ | 地盤沈下     |
| ク | 自然環境     |
| ケ | 廃棄物及び発生土 |
| コ | 文化財      |
| サ | 景観       |
| シ | 防災       |
| ス | 交通安全     |

#### 1. 環境影響要因の抽出

施設の設置による関係地域環境への影響を把握するため、汚染物質等の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえた環境影響を及ぼすおそれのある要因として、環境影響要因を抽出する。

抽出した環境影響要因は、①施設の設置工事の実施によるもの、②当該工事が完了した後の事業用地又は施設の存在によるもの、③施設の供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動によるもの、に区分して整理する。

また、産業廃棄物等関連施設が集積する地域においては、施設の設置に伴う複合的かつ累積的な影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出する。

#### 2. 調査項目の選定

調査項目は、施設特性及び地域特性並びに環境影響要因を十分に勘案して選定しなければならない。

なお、調査項目として選定しないものについては、その選定しない理由を、根拠資料等を添付して、具体的に明らかにしなければならない。

#### 3. 調査項目の再検討

環境保全対策書の作成過程において、関係地域環境に及ぼす影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて調査項目を見直し、それに伴い選定した手法等を見直すものとし、追加的に調査、予測及び分析を行う。

## 第4節 現況調査、予測及び分析の手法

### 第1款 基本的事項

関係地域環境影響調査に係る現況調査、予測及び分析の手法を選定するに当たっては、環境影響の程度を適切に把握することが必要不可欠である。

それらの手法は、施設特性及び地域特性に関する情報を踏まえて、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定する。

なお、以下の事項に留意する。

#### 1. 調査、予測及び分析手法選定理由の整理

調査、予測及び分析の手法の選定を行ったときは、手法を選定した理由を明らかにする。

#### 2. 調査、予測及び分析の手法の再検討

環境保全対策書の作成過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じて選定した手法の見直しを行い、その理由を明らかにする。

### 第2款 現況調査

現況調査は、環境の現況把握のために行う調査と予測のために必要な資料を得るために行う調査（予測モデルの精度を高めるために行う特別の調査、実験等を含む。）に区分できるが、いずれの場合も、予測及び分析を的確に行うことができるよう調査地点、調査の期間及び頻度、調査方法等について十分に検討する必要がある。

また、調査方法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにしなければならない。

現況調査は、本章第1節で選定した関係地域環境影響調査項目について、第3章各節に基づいて実施する。

なお、既存資料を活用する場合は、可能な限り最新の資料を用いる。

#### 1. 現況調査に関する一般的事項

現況調査の手法を選定するに当たっては、以下の事項について、予測及び分析に必要とされる水準が確保できるよう選定する。

##### ア 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、市又は国等有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する方法とする。

##### イ 調査地域

調査地域は、施設の設置により調査項目に係る環境要素について環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺区域その他の調査に適切な範

囲であると認められる地域とする。

#### ウ 調査地点

調査地点は、調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある環境要素の状況を踏まえて、調査地域を代表する地点及びその他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。

なお、調査地域から外れている場合であっても、調査地域とその環境要素に関して同質な地域にあり、地域を代表する地点と考えられるときは、調査地点とすることができる。

#### エ 調査期間

調査期間は、調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯とする。

## 2. 調査すべき情報

調査すべき情報は、調査項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報とする。

なお、調査において把握する情報は、予測及び分析に当たって、一般的に地域特性として把握した以上の精度が必要である。

## 3. 法令等により定められた手法

調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により手法の定められている調査項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえて、適切に選定する。

## 4. 季節変動への配慮

調査項目に係る環境要素によっては季節による変動を把握する必要があるため、予測及び分析において必要とされる水準が確保できるように、これを適切に把握できる期間を設ける。

## 5. 調査に伴う環境影響の回避及び低減

調査の実施に当たっては、環境影響を回避し又は低減するため、できる限り環境影響の小さい手法を選定する。

## 6. 調査情報の情報源の明確化

調査に係る透明性の確保が重要であり、調査情報に係る情報源の明確化を図るために、調査により得られる情報が記載されている文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査日時その他の当該情報の出自を明らかにする。

なお、希少な動植物に関する情報については、生息地や生育地を公開することにより乱獲を招く等のおそれがあるため、十分な配慮を行う。

## 7. 長期観測データとの比較

調査は短期調査となることが一般的であるため、調査時期が特異な時期に当たっていないか明らかにしなければならない。

具体的には、調査結果に係る年間における代表性や異常年等の検証を実施し、必要に応じて調査時期の偏りを補正する。

また、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較する。

## 第3款 環境保全措置

施設の設置による関係地域環境への影響について、「変化がない又は変化の程度が極めて小さいと予測されたもの」以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で複数案を比較検討する等、調査項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討するものとする。

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合には、代償の措置を検討しなければならない。

代償の措置の実施を計画する場合は、代償の措置によって保全される環境の質、量等に関し可能な限り定量的に把握するものとする。

### 1. 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、環境保全措置の検討結果を検証する。

なお、この場合、検討結果の検証に当たっての具体的な方法、経過等を明らかにするものとする。

### 2. 検討結果の整理

環境保全措置の検討を行ったときは、複数の環境要素間の相互の関係も含め、以下の事項を明らかにできるよう整理する。

- ア 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体及び実施の方法
- イ 環境保全措置の効果
- ウ 環境保全措置を実施した後の環境の状況の変化の予測及びその予測の不確実性の程度
- エ 環境保全対策の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
- オ 代償の措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

カ 代償の措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの場所並びに損なわれ、又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

キ 代償の措置にあつては、当該代償の措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

## 第4款 予測

予測は、施設に係る建設工事の実施（工事中のみに限定される一過性の影響）、施設等の存在（自然の改変、工作物の存在等物理的な整備によって生じる永続的影響）及び施設の供用（供用後に繰り広げられる人間活動によって生じる影響）ごとに、事業計画を前提に影響が過小に予測されることのないよう十分に留意する必要がある。

個々の関係地域環境影響調査項目について、適切な予測条件を設定して各調査項目について第3章各節に従って実施するが、その際、予測手法の選定理由、環境保全措置の実施時期、その効果が現れる時期と程度及びその実施に伴い生じるおそれのある環境影響についても明らかにしなければならない。

また、産業廃棄物等関連施設が集積する地域においては、既存施設の環境影響要因を加味した予測を実施する。

予測の対象となる地域の範囲は、施設特性及び地域特性を勘案して、調査項目ごとに関係地域環境影響調査の実施範囲から適切に設定するものとする。

予測の手法は、数理モデルによる数値計算、既存類似例の引用又は解析等の方法により定量的に予測するが、定量的な予測が困難な場合は、施設の種類、規模及び内容並びに現況調査の結果等から定性的に予測する。

### 1. 予測に関する一般的事項

環境保全対策書作成における予測の手法を選定するに当たっては、分析に必要とされる水準が確保できるよう、以下の事項に留意して選定する。

#### ア 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、現地における実測、事例の引用又は解析その他の手法により定量的に把握できる方法とする。

#### イ 予測地域

予測地域は、調査地域のうちから適切に選定された地域とする。

#### ウ 予測地点

予測地点は、調査項目に係る環境要素の特性、保全すべき対象となるものの状況、地形、気象又は水象の状況等に応じて、予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象となるものへの環境影響を的確に把握できる地点及びその他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点とする。

#### エ 予測対象時期

予測対象時期は、工事の実施、供用開始後から定常状態になる時期において環境影響が最大となる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とする。

### 2. 定性的な予測手法

予測の基本的な手法は、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、現地における実測、事例の引用又は解析その他の手法により定量的に把握できる方法とするが、定量的な把握が困難な場合にあっては、専門家の意見等、その理由を明確にした上で、定性的に把握する方法を選定できるものとする。

### 3. 中間的な時期での予測

予測対象時期は、供用開始後から定常状態に至るまでに長期間を要する場合、又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化すると考えられる場合には、必要に応じて中間的な時期での予測を実施する。

### 4. 予測手法の明確化

予測は適切な条件設定により、その妥当性が確保されることが重要であるため、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、それぞれの内容及び妥当性を明らかにしなければならない。

### 5. 予測の不確実性

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性については、その程度及びそれに伴う環境影響の重大性に応じて整理する。

この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するとともに、必要に応じて供用開始後に実際の影響を調べるために追跡調査（モニタリング調査）を行う。

## 第5款 分析

分析は、現況調査及び予測を踏まえて、以下の観点から、施設の設置による関係地域環境への影響の程度を把握する。

- ・環境影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること。
- ・国の環境基準及び環境基本計画、並びに愛知県環境基本計画、並びに瀬戸市総合計画及び瀬戸市環境基本計画その他の計画（以下「環境基本計画等」という。）に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

- ・環境に係る法令等に定める規制基準等に適合すること。

## 1. 分析の手法

現況調査及び予測の結果を踏まえて、施設特性、地域特性及び分析の指針を勘案し、対象施設の設置により調査項目に係る環境影響が回避又は低減されているか否かを分析する。分析の根拠及び分析結果に至るまでの検討の経緯を明らかにできるように整理する。

## 2. 分析の指針

ア 現況調査及び予測の結果並びに環境保全措置に係る検討を行った場合においては、その結果を踏まえ、施設の設置により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるよう、事業者により実行可能な範囲内において複数案を比較検討することとする。

イ 国又は関係する地方公共団体が実施する環境保全に関する施策によって、調査項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合を図ることとする。

## 3. 留意事項

分析に当たり、事業者以外の者が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにするものとする。

### 第3章 各関係地域環境影響調査項目の調査等の手法

#### 第1節 大気質

##### 1. 現況調査

###### (1) 調査項目

###### ア 大気質に係る調査項目

大気質に係る調査項目は、施設の種類、規模、構造及び処理方式並びに産業廃棄物の種類又は汚染土壌の汚染状態等の施設特性並びに大気汚染物質排出の特性等を考慮して、下表の項目から選定する。

表3-1-1 調査項目（大気質）

|            |
|------------|
| 二酸化硫黄      |
| 二酸化窒素      |
| 一酸化炭素      |
| 浮遊粒子状物質    |
| 光化学オキシダント  |
| 非メタン炭化水素   |
| 全炭化水素      |
| ベンゼン       |
| トリクロロエチレン  |
| テトラクロロエチレン |
| ジクロロメタン    |
| ダイオキシン類    |
| その他必要な物質   |

###### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性のほか、予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表3-1-2 関連調査項目（大気質）

| 項目       | 摘要   |
|----------|--|
| 気象の状況    | 地上の風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量又は雲量、上空の風向・風速、気温の鉛直分布等 |
| 地形・地物の状況 | 大気汚染物質の移流、拡散に影響を及ぼすおそれのある地形・地物の状況              |
| 固定発生源の状況 | 工場・事業場等主要な固定発生源の分布状況等                          |
| 移動発生源の状況 | 自動車、航空機の走行等の状況等                                |
| 法令による基準等 | 大気汚染防止法等関連法令の規制基準等                             |

###### (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び気象状況を考慮して、施設の設置により大気中の汚染物質の濃度の変化が予想される地域とする。

なお、高煙突を設置する施設においては、あらかじめ既存資料を基に概略の影響予測計算により変化が及ぶ範囲、最も変化の程度が大きい地点等を把握した上で調査地域の選定を行うことが望ましい。

### (3) 調査方法

#### ア 大気質に係る調査方法

大気質に係る調査は、以下により現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、「大気汚染状況について」（環境省水・大気環境局）、「大気汚染調査結果」（愛知県）等既存資料の整理、解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

#### (ア) 調査期間

調査期間は、年間を通じた大気汚染の変化を把握できる期間とし、調査頻度は、施設の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性及び気象等の状況並びに調査データの予測、分析における取り扱いを考慮し、原則として通年調査又は1季当たり1週間以上（調査期間の気象条件が偏る場合があるので、できる限り1か月程度とすることが望ましい。）の四季調査とする。

なお、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等にあつては、毎月調査又は四季調査とする。

#### (イ) 調査地点

調査地点は、大気汚染物質の排出の特性、発生する交通アクセスの特性、気象の状況及び地域の概況等を考慮して、調査地域を代表する大気汚染の状況が把握できる地点、濃度変化の程度が大きいと考えられる地点等とする。

#### (ウ) 測定方法

##### a 環境基準が定められている項目

環境基準が定められている項目の測定方法は、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号）及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に定められる方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

なお、測定にあたっては、以下の項目に係る通達等を参考にする。

##### (a) 二酸化硫黄及び光化学オキシダント

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年6月12日環境庁大気保全局長通達）、「大気汚染防止法に基づくオキシダントに係る緊急時の措置を執るべき場合のオキシダント濃度の変更等について」（昭和52年4月2日環境庁大気保全局長通達）及び大気中の二酸化硫黄等の測定方法の改正について」（平成8年10月25日環境庁大気保全局長通知）

##### (b) 二酸化窒素

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年7月11日環境庁大気保全局長通達）、「二酸化窒素の測定方法の変更に伴う措置等について」（昭和53年8月1

日環境庁大気保全局長通達) 及び大気中の二酸化硫黄等の測定方法の改正について」  
(平成 8 年 10 月 25 日環境庁大気保全局長通知)

(c) 一酸化炭素

「一酸化炭素に係る環境基準について」(昭和 45 年 2 月 20 日閣議決定)

(d) 浮遊粒子状物質

「浮遊粒子状物質に係る測定方法について」(昭和 47 年 6 月 1 日環境庁大気保全局長通達) 及び「浮遊粒子状物質に係る測定方法の改定について」(昭和 56 年 6 月 25 日環境庁大気保全局長通達)

(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成 23 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課)

(f) ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 20 年 3 月環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、大気環境課)

b 環境基準の定められていない項目

環境基準の定められていない項目の測定方法は、次に定める方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

(a) 非メタン炭化水素

「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」(昭和 52 年 3 月 29 日環境庁大気保全局長通達)

(b) その他必要な物質

「大気汚染物質測定法指針」(昭和 62 年環境庁)、日本工業規格 (J I S) 等

イ 関連調査項目の調査方法

(ア) 気象の状況

地上及び上空の気象の状況について、以下の方法により現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、「大気汚染調査結果」(愛知県)、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「愛知県気象月報」(名古屋地方気象台) 等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

a 地上の気象の調査

(a) 観測期間

観測期間は、大気汚染の状況の調査を実施する期間、頻度に準じ、大気汚染の解析及び大気中の汚染物質濃度の変化の予測を行うための気象の調査は、通年調査とする。なお、調査地点の近隣における観測結果等で利用可能な既存資料がある場合には、四季調査とすることができる。

また、地形等の影響による局地的な気象の調査については、観測期間は、高濃度が出現しやすい気象の出現状況が把握できる期間とする。

(b) 観測地点

観測地点は、大気汚染物質の排出が予定される地点又はその近傍で周辺建物等による風向・風速への影響、日影による日射量等への影響を極力避けられる地点を選定する。

また、山間部等、地形が複雑な地域においては、住居等の位置を勘案し観測地点を適切に選定する。

(c) 観測方法

観測方法は、「気象観測の手引き」（平成10年9月気象庁）に定める方法によるとともに、予測を行うために十分な精度を有する観測結果が得られるように、気象測器を選定する。なお、大気拡散モデルを使った予測を行う場合は、原則として気象業務法（昭和27年法律第165号）の検定に合格した測器を使用し、風速の測定に関しては、微風速計を使用する。

b 上空の気象の調査

(a) 観測期間及び観測地点

観測期間及び観測地点は、地上の気象の状況の調査を実施する期間、地点に準じる。なお、大気汚染の解析及び大気中の汚染物質濃度の変化の予測を行うために行う気象の調査は、地上の気象の調査期間内に1回当たり1週間程度の四季調査又は年2回調査とし、逆転層の発生等の気象の状況を把握し得る観測頻度とする。

(b) 観測方法

観測方法は、高層構造物の当該構造物の影響を受けない場所に風向・風速計及び温度計を設置する方法、風向・風速については測風気球等を、気温についてはラジオゾンデをそれぞれ地上から放球する方法又はこれらと同等以上の観測精度が得られる方法とする。

(i) 地形・地物の状況

大気汚染物質の移流、拡散に影響を及ぼすおそれのある地形・地物について、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(ii) 固定発生源の状況

工場・事業場等主要な固定発生源について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(iii) 移動発生源の状況

自動車、航空機等主要な移動発生源の走行、運航の状況について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

道路沿道の大気汚染を現地調査する場合には、当該調査期間中に8車種分類（軽乗用車、乗用車、バス、軽貨物車、小型貨物車、貨客車、普通貨物車及び特殊（種）車）の24時間交通量、車速等（以下、この節において「交通量等」という。）の調査を合わせて行う。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、道路交通センサスの結果等、既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

(ウ) 法令による規制基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
- ・その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、大気汚染の状況は記載例 1、地上気象の状況は記載例 2、交通量等の状況は記載例 3 を参考に取りまとめる。

## 2. 環境保全措置

大気汚染の防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。

また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、原則として施設の設置により大気中の汚染物質濃度に変化を及ぼすと予想される物質の大気中における濃度（影響濃度）及び施設の設置により大気中の汚染物質濃度の変化が及ぶ範囲における地域の将来の濃度（環境濃度）とする。

予測は原則として年平均値で行うこととし、施設の大気汚染物質の排出特性、地域の大気汚染の状況、逆転層の発生など気象状況を勘案し、必要に応じ 1 時間値あるいは日平均値についても予測する。

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、気象の状況、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

なお、特定の地点を予測する場合には、予測地域の中から、住宅等の分布状況、気象の状況、交通の状況を勘案して選定する。

### (5) 予測方法

予測方法は、施設の大気汚染物質の排出特性、地域の環境の状況及び地形・地物の状況等を考慮して、以下の方法のうちから適切なものを選定し又はその組み合わせによる。

なお、大気拡散モデル及び模型実験による場合は、あらかじめ実測値と照合する等、予測手法の妥当性について検討する。

#### ア 大気拡散モデル

- (ア) プルームモデル
- (イ) パフモデル
- (ウ) ボックスモデル
- (エ) 数値解モデル
- (オ) JEA モデル等沿道拡散モデル
- (カ) 統計モデル

#### イ 風洞による模型実験

#### ウ 野外拡散実験

#### エ 既存類似例による推定

### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。

なお、定量的な予測を行った場合には、次の事項を整理する。

#### ア 発生源に係るデータ

##### (ア) 点煙源

煙突口径

排出源の位置及び高さ

汚染物質排出濃度

季（期）別・時間帯別排出ガス量

排出ガス温度

有効煙突高及び計算式

季（期）別・時間帯別汚染物質排出強度

##### (イ) 線煙源

交通条件（車種別交通量、車速等）

排出源の位置及び高さ

汚染物質排出係数

季（期）別・時間帯別汚染物質排出強度

初期拡散幅

(ウ) 面煙源

排出面源の位置及び平均高さ

季（期）別・時間帯別汚染物質排出強度

初期拡散幅

イ 気象に係るデータ

(ア) 地上気象

季（期）別・時間帯別の風向（16 方位）別・風速階級別・大気安定度別出現頻度

季（期）別・時間帯別の風配図

海上・陸上風速比（発生源が海上又は海に近い場合）

(イ) 高層気象

季（期）別・時間帯別の逆転層出現頻度

上空風速推定べき数

地上風向と上空風向の相関

上空の気温及び上空風向・風速の鉛直分布（地上～最大有効煙突高）

ウ 予測に係るデータ

(ア) 長期予測（年平均値）

予測の基本式

拡散パラメータ（修正を行った場合には、修正後の拡散パラメータ）

環境濃度の予測を行った場合には、次の変換方法

(a) 年平均値から評価基準値（日平均値の 2%除外値、日平均値の年間 98%値等）

(b) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度

(イ) 短期予測（1 時間値、日平均値）

予測の基本式

気象条件（高濃度発生時、逆転層発生時、ダウンウォッシュ発生時、フュミゲーション発生時等）

拡散パラメータ

エ 予測結果

予測の濃度コンター図又は予測地点の予測値

## 4. 分析

### (1) 分析項目

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

### (2) 分析の指針

ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

イ 環境基本計画等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

ウ 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。

**(3) 分析方法**

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第2節 水質

### 第1款 表流水

#### 1. 現況調査

##### (1) 調査項目

###### ア 表流水に係る調査項目

表流水に係る調査項目は、施設の種類、規模、構造及び処理方式並びに産業廃棄物の種類又は汚染土壌の汚染状態等の施設特性並びに水質汚濁物質排出の特性等を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-2-1 調査項目（表流水）

|              |                  |           |
|--------------|------------------|-----------|
| 生物化学的酸素要求量   | カドミウム            | フェノール類    |
| 化学的酸素要求量     | 全シアン             | 銅         |
| 溶存酸素量        | 鉛                | 亜鉛        |
| 水素イオン濃度      | 砒素               | 溶解性鉄      |
| 大腸菌群数        | 六価クロム            | 溶解性マンガン   |
| ノルマルヘキサン抽出物質 | 総水銀              | 全クロム      |
| 浮遊物質         | アルキル水銀           | リン酸性リン    |
| 全窒素          | PCB（ポリ塩化ビフェニル）   | アンモニア性窒素  |
| 全リン          | ジクロロメタン          | 陰イオン界面活性剤 |
|              | 四塩化炭素            | ダイオキシン類   |
|              | 1, 2-ジクロロエタン     | その他必要な項目  |
|              | 1, 1-ジクロロエチレン    |           |
|              | シス-1, 2-ジクロロエチレン |           |
|              | 1, 1, 1-トリクロロエタン |           |
|              | 1, 1, 2-トリクロロエタン |           |
|              | トリクロロエチレン        |           |
|              | テトラクロロエチレン       |           |
|              | 1, 3-ジクロロプロペン    |           |
|              | チウラム             |           |
|              | シマジン             |           |
|              | チオベンカルブ          |           |
|              | ベンゼン             |           |
|              | セレン              |           |
|              | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    |           |
|              | ふっ素              |           |
|              | ほう素              |           |
|              | 1, 4-ジオキサン       |           |

###### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性のほか、予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表5-2-2 関連調査項目（表流水）

|       |   |
|-------|---|
| 項目    | 摘要  |
| 気象の状況 | 気温、降水量  |
| 水象の状況 | 河川の水温、流量、流速、流達時間、自浄能力等の流況、河川の形態。湖沼の水温、水位、貯水量、流出入水量等の流況、湖沼の形態。 |

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 水利用の状況   | 上水道等の水利、農業用水の水利等                   |
| 土地利用の状況  | -                                  |
| 発生源の状況   | 工場・事業場等の主要発生源の分布状況とこれらの発生源からの排水状況等 |
| 法令による基準等 | 水質汚濁防止法等関係法令の規制基準等                 |

## (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び水域の特性を考慮して、施設の設置が水質等に影響を及ぼすと予想される水域等とする。

なお、最終処分場又は埋立処理施設においては、あらかじめ既存資料を基に概略予測計算により最も変化の程度が大きい地点等を把握した上で調査地域の選定を行うことが望ましい。

## (3) 調査方法

### ア 表流水に係る調査方法

水質汚濁に係る調査は、以下により現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、「公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）、「環境基本計画年次報告書」（瀬戸市）等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

#### (ア) 調査期間

調査期間は、年間を通じた水質汚濁の変化を適切に把握できる期間とする。

#### (イ) 調査回数

調査回数は、施設の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性及び水象等の状況並びに調査データの予測、分析における取り扱いを考慮し、原則として、生活環境項目は毎月調査又は四季調査以上の頻度、特殊項目及び健康項目は年2回以上の頻度とする。

なお、調査日の設定にあたっては、河川流量の状況等を勘案して、調査時期を代表できる日とする。

#### (ウ) 調査地点

調査地点は、施設の種類、規模及び水域の特性を勘案し、汚濁物質の濃度の変化が想定される範囲で調査水域を代表する水質汚濁の状況が把握できる地点とする。

#### (エ) 測定方法

##### a 採水方法

採水方法は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環境庁水質保全局長通達）等による。

##### b 水質分析の方法

水質分析の方法は、以下の通達等に定められている方法から、項目に応じて適切なものを選定する。

(a) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

(b) 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日環境庁水質規制課長通知）

- (c) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)
- (d) 「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年環境庁告示第64号)
- (e) 「日本工業規格」
- (f) 「上水試験方法」(社)日本水道協会
- (g) 以上の分析方法と同等以上の分析結果が得られる方法

#### イ 関連調査項目の調査方法

##### (ア) 気象の状況

気温、降水量について、「愛知県気象月報」(名古屋地方気象台)等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

##### (イ) 水象の状況

###### a 河川水象

河川水象の調査は、流量、流況、河川の形態等について、現地調査を実施する。

現地調査は、四季を通じた流量、流況の変化及び河川の形態の変化が把握できる期間とし、調査頻度は調査データの予測及び分析における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とする。なお、河川の水質の現地調査を実施する場合は、その調査時期に配慮して調査時期を選定する。

測定方法は、水質汚濁に係る調査方法又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選定する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、「流量年表」(社)日本河川協会等既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

###### b 湖沼水象

湖沼水象の調査は、貯水量、流出入水量、湖沼の形態等について、現地調査を実施する。

現地調査は、四季を通じた貯水量、流出入水量の変化及び湖沼の形態の変化が把握できる期間とし、調査頻度は調査データの予測及び分析における取り扱いを考慮し、原則として四季調査以上とする。なお、湖沼の水質の現地調査を実施する場合は、その調査時期に配慮して調査時期を選定する。

測定方法は、水質汚濁に係る調査方法又はこれと同等以上の測定結果が得られる方法のうちから選定する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

##### (ウ) 水利用の状況

河川水等の飲料水、農業用水及び工業用水等への水の利用の状況について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

##### (エ) 土地利用の状況

農用地、宅地（住宅地、工業用地等）、森林、原野等の分布、面積割合等について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(オ) 発生源の状況

工場・事業場、下水処理場等主要な発生源について、既存資料の整理・解析等の方法により調査する。

(カ) 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
- ・その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、水質汚濁の状況は記載例 4、水象の状況は記載例 8 を参考に取りまとめる。

## 2. 予測

水質の汚濁防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の設置により水質に変化を及ぼすと予想される汚濁物質の水質における濃度（影響濃度）並びに施設の設置により水質の変化が及ぶ範囲の水質の将来の濃度（環境濃度）とする。

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、バックグラウンドの状況、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

**(3) 予測地域**

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

**(5) 予測方法**

予測方法は、施設の種類、規模及び流況等の水域の特性を考慮して、以下の方法のうちから適切なものを選定する。

なお、数理解析手法及び水理模型実験手法による場合は、あらかじめ実測値と照合する等予測手法の妥当性について検討する。

ア 原単位手法

イ 数理解析手法

ウ 水理模型実験手法

エ 既存類似例による推定

**(6) 予測の結果**

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。

**4. 分析**

**(1) 分析項目**

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

**(2) 分析の指針**

ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

イ 環境基本計画、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

ウ 水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。

**(3) 分析方法**

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第2款 地下水

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 地下水質に係る調査項目

地下水質に係る調査項目は、施設の種類、規模、構造及び処理方式並びに産業廃棄物の種類又は汚染土壌の汚染状態等の施設特性並びに水質汚濁物質排出の特性等を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-2-3 調査項目（地下水）

|                  |
|------------------|
| カドミウム            |
| 全シアン             |
| 鉛                |
| 砒素               |
| 六価クロム            |
| 総水銀              |
| アルキル水銀           |
| PCB（ポリ塩化ビフェニル）   |
| ジクロロメタン          |
| 四塩化炭素            |
| 1, 2-ジクロロエタン     |
| 1, 1-ジクロロエチレン    |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| トリクロロエチレン        |
| テトラクロロエチレン       |
| 1, 3-ジクロロプロペン    |
| チウラム             |
| シマジン             |
| チオベンカルブ          |
| ベンゼン             |
| セレン              |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    |
| ふっ素              |
| ほう素              |
| ダイオキシン類          |
| 1, 4-ジオキサン       |
| その他必要な項目         |

##### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性並びに予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表5-2-4 関連調査項目（地下水）

| 項目       | 摘要     |
|----------|--------|
| 地盤の状況    | 気温、降水量 |
| 土地利用の状況  | -      |
| 水文、気象の状況 | -      |

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 発生源の状況    | 対象物質の主要発生源の分布状況等   |
| 地下水の利用の状況 | -                  |
| 法令による基準等  | 水質汚濁防止法等関係法令の規制基準等 |

## (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び水域の特性を考慮して、施設の設置が地下水に影響を及ぼすと予想される地域等とする。

## (3) 調査方法

### ア 地下水質に係る調査方法

地下水質に係る調査は、以下により現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、「公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

#### (ア) 調査期間

調査期間は、施設の種類、規模及び地下水の特性を考慮して、年間を通じた変化、季節による変化を把握することのできる期間、回数とする。

#### (イ) 調査地点

調査地点は、施設の種類、規模及び地下水の流動状況を考慮し、汚濁物質の濃度の変化が想定される範囲で地下水質の変化を適切に把握し得る地点とする。

#### (ウ) 調査方法

調査方法は、以下の通達等に定められている方法から、項目に応じて適切なものを選定する。

- a 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）
- b 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）
- c 以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法

### イ 関連調査項目の調査方法

#### (ア) 地盤の状況

水の流れ及び地下浸透に影響を及ぼすおそれのある地形、地質及び土質等について、地形図、地質図、地盤図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

現地調査を実施する場合は、ボーリング調査、土質試験、物理探査、揚水試験等の方法による。

#### (イ) 土地利用の状況

農用地、宅地（住宅地、工業用地等）、森林、原野等の分布、面積割合等について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

#### (ウ) 水文、気象の状況

地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「愛知県気象月報」

(名古屋地方気象台)等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(エ) 発生源の状況

工場・事業場等の主要な発生源について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(オ) 水利用の状況

地下水及び河川水等の飲料水、農業用水及び工業用水等への水の利用の状況について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(カ) 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）
- ・その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

## 2. 環境保全措置

地下水汚染の防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の設置により地下水に変化を及ぼすと予想される汚濁物質の地下水中の濃度とする。

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

**(5) 予測方法**

予測方法は、施設の種類、規模及び地域の環境の状況等を考慮し、既存類似例から推定する方法等による。

**(6) 予測の結果**

予測の前提となる諸元、既存類似例との比較、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。

**4. 分析**

**(1) 分析項目**

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

**(2) 分析の指針**

- ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- イ 環境基本計画等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ウ 水質汚濁防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。

**(3) 分析方法**

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第3節 騒音

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 騒音に係る調査項目

騒音に係る調査項目は、施設の種類、規模等の施設特性及び騒音発生の特性等を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-3-1 調査項目（騒音）

|          |
|----------|
| 環境騒音     |
| 自動車騒音    |
| 工場・事業場騒音 |

##### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性のほか、予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表5-3-2 関連調査項目（騒音）

| 項目       | 摘要                              |
|----------|---------------------------------|
| 土地利用の状況  | 発生源周辺における住居等の存在状況               |
| 地形・地物の状況 | 騒音の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地形・地物の状況      |
| 発生源の状況   | 自動車等の走行等の状況、工場・事業場等主要な発生源の分布状況等 |
| 法令による基準等 | 騒音規制法等関係法令の規制基準等                |

#### (2) 調査地域

調査地域は、施設特性を考慮して、施設の設置により騒音が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

#### (3) 調査方法

##### ア 騒音に係る調査方法

騒音に係る調査は、以下により現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、「騒音・振動に関する調査報告書」（愛知県）、「環境基本計画年次報告書」（瀬戸市）等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

##### (ア) 環境騒音

##### a 調査期間

調査期間は、祭礼の音等一時的な音の影響を受ける日、雨天、強風の日を避け、1年を通した環境騒音の平均的な状況を適切に把握し得る日を選定する。

##### b 調査地点

調査地点は、地域の特性を考慮して、騒音の状況を適切に把握し得る地点とする。

c 測定方法

測定方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に定める方法による。

(イ) 自動車騒音

a 調査期間

調査期間は、(ア)環境騒音に示した事項に留意したうえ、平日・休日の交通量の変化等を勘案し、1年を通じた自動車騒音の平均的な状況を適切に把握し得る期間を選定する。

b 調査地点

調査地点は、施設の種類、特性、発生する交通アクセスの特性及び地域の特性等を考慮して、騒音レベルの変化が想定される範囲で、施設による騒音の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

c 測定方法

測定方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に定める方法による。

(ウ) 工場・事業場騒音

a 調査期間

調査期間は、工場・事業場騒音の状況を適切に把握し得る期間とする。

b 調査地点

調査地点は、施設の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、騒音レベルの変化が想定される範囲で、施設による騒音の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

c 測定方法

工場・事業場騒音の測定方法は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生・農林・通商産業・運輸省告示第1号）に定める方法による。

イ 関連調査項目の調査方法

(ア) 土地利用の状況

調都市計画法に基づく用途地域及び学校、病院、住宅等の分布状況等について、土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(イ) 地形・地物の状況

音の伝搬に影響を与えるおそれがある地形・地物について、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(ウ) 発生源の状況

自動車等の移動発生源の走行の状況及び工場・事業場等主要な固定発生源の分布等について、現地調査を実施する。

自動車騒音を現地調査する場合は、調査期間中に3車種分類（大型、小型、二輪）の24時間交通量、車速等（以下、この節及び次節において「交通量等」という。）の調査

を合わせて行う。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、既存資料の整理・解析に必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

(エ) 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
- ・その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、騒音の状況は記載例 5、交通量等の状況は記載例 3 を参考に取りまとめる。

## 2. 環境保全措置

騒音の防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の設置により騒音の及ぶ地域の範囲及びその程度とし、騒音の種類ごとに以下の評価値で予測する。

ア 自動車騒音

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に定める等価騒音レベル

イ 工場・事業場騒音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生・農林・通商産業・運輸省告示第 1 号）に定める評価方法による騒音レベル

ウ 建設作業騒音

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生・建設省告示第 1 号）に定める評価方法による騒音レベル

エ 環境騒音

施設特性等を勘案し、周辺の住居等において環境騒音を予測する必要がある場合には、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に定める等価騒音レベル

## (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

## (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

予測地点については、予測地域の中から代表的地点を選定する。その際に、住宅等の分布状況によっては、高さ及び方向の影響も勘案して選定する。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

## (5) 予測方法

予測方法は、施設の種類、規模及び地域の環境の状況等を考慮して、以下の方法のうちから適切なものを選定し又はその組み合わせによる。なお、必要に応じ実測値と照合する等予測手法の妥当性について検討する。

- ア 伝搬理論計算式
- イ 経験的回帰式
- ウ 模型実験
- エ 既存類似例による推定

なお、アによる方法を用いる場合にあっては、音源の種類ごとに以下の予測式又はこれと同等レベルの予測式を用いる。

- (ア) 自動車騒音  
日本音響学会式のエネルギーベースによる予測式
- (イ) 工場・事業場騒音  
点音源、面音源等に関する伝搬理論計算式
- (ウ) 建設作業騒音  
点音源に関する伝搬理論計算式

## (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。定量的な予測を行った場合には、音源の種類ごとに次の事項を整理する。

- ア 自動車騒音
  - (ア) 道路の構造に係るデータ  
道路構造断面図（車線数、路面種別を含む。）

- 道路近傍の地表面の種類
- 障壁の形状等
- (イ) 交通条件に係るデータ
  - 時間交通量
  - 平均走行速度
  - 大型車混入率
- (ウ) 予測に係るデータ
  - 予測の基本式
  - 音源、予測地点等の位置関係を示した平面図、断面図
  - パワーレベルの算定式
  - 回折減衰、地表面減衰による補正值及び設定方法
  - 予測結果
- イ 工場・事業場騒音
  - (ア) 発生源等に係るデータ
    - 音源、開口部位置を含む建物平面図・断面図
    - 音源パワーレベル又は機側での音圧レベル（測定条件を含む。）
    - 建屋壁面の吸音率、透過損失、室定数等
    - 障壁の形状等
  - (イ) 予測に係るデータ
    - 音源、予測地点等の位置関係を示した平面図、断面図
    - 予測地点までの距離
    - 回折減衰、地表面減衰等による補正值
    - 予測結果
- ウ 建設作業騒音
  - (ア) 発生源等に係るデータ
    - 音源パワーレベル又は機側での音圧レベル（測定条件を含む。）
    - 建設機械の台数、配置
    - 障壁の形状等
  - (イ) 予測に係るデータ
    - 音源、予測地点等の位置関係を示した平面図、断面図
    - 予測地点までの距離
    - 回折減衰、地表面減衰等による補正值
    - 予測結果

## 4. 分析

### (1) 分析項目

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

## (2) 分析の指針

- ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- イ 環境基本計画等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ウ 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。

## (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第4節 振動

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 振動に係る調査項目

振動に係る調査項目は、施設の種類、規模等の施設特性、及び振動発生の特徴等を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-4-1 調査項目（振動）

|          |
|----------|
| 一般環境中の振動 |
| 道路交通振動   |
| 工場・事業場振動 |

##### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性のほか、予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表5-4-2 関連調査項目（振動）

| 項目       | 摘要                              |
|----------|---------------------------------|
| 土地利用の状況  | 発生源周辺における住居等の存在状況               |
| 地盤・地形の状況 | -                               |
| 発生源の状況   | 自動車等の走行等の状況、工場・事業場等主要な発生源の分布状況等 |
| 法令による基準等 | 振動規制法等関係法令の規制基準等                |

#### (2) 調査地域

調査地域は、施設特性を考慮して、施設の設置により振動が環境に影響を及ぼすと予想される地域とする。

#### (3) 調査方法

##### ア 振動に係る調査方法

振動に係る調査は、以下により現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、「騒音・振動に関する調査報告書」（愛知県）、「環境基本計画年次報告書」（瀬戸市）等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

##### (ア) 一般環境中の振動

###### a 調査期間

調査期間は、一般環境中の振動の状況を適切に把握し得る日とし、原則として1日以上実施する。

###### b 調査地点

調査地点は、施設の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、振動レベルの変化が想

定される範囲で、振動の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

c 測定方法

一般環境中の振動の測定方法は、「日本工業規格 Z 8735」に定める方法による。

(イ) 道路交通振動

a 調査期間

調査期間は、道路交通振動の状況を適切に把握し得る期間とし、原則として1日以上実施する。

b 調査地点

調査地点は、施設の種類、特性、発生する交通アクセスの特性及び地域の特性等を考慮して、振動レベルの変化が想定される範囲で、振動の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

c 測定方法

道路交通振動の測定方法は、「振動規制法施行規則別表第2備考」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法による。

(ウ) 工場・事業場振動

a 調査期間

調査期間は、工場・事業場振動の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

b 調査地点

調査地点は、施設の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、振動レベルの変化が想定される範囲で、振動の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

c 測定方法

工場・事業場振動の測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）に定める方法による。

イ 関連調査項目の調査方法

(ア) 土地利用の状況

都市計画法に基づく用途地域及び学校、病院、住宅等の分布状況等について、土地利用の現況図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(イ) 地盤・地形の状況

振動の伝搬に影響を及ぼす恐れのある地盤（地盤卓越振動数を含む。）及び地形の状況について、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(ウ) 発生源の状況

自動車等の移動発生源の走行の状況及び工場・事業場等主要な固定発生源の分布等について、現地調査を実施する。

道路交通振動の状況を現地調査する場合は、調査期間中に交通量等の調査を合わせて行う。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

(エ) 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
- ・その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、振動の状況は記載例 5、交通量等の状況は記載例 3 を参考にまとめる。

## 2. 環境保全措置

振動の防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の設置により振動の及ぶ地域の範囲及びその程度とし、振動の種類ごとに以下の評価値で予測する。

#### ア 道路交通振動

「振動規制法施行規則別表第 2 備考」に定める評価方法による振動レベル

#### イ 工場・事業場振動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める評価方法による振動レベル

#### ウ 建設作業振動

「振動規制法施行規則別表第 1 備考」に定める評価方法による振動レベル

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

#### ア 施設に係る建設工事中の時期

#### イ 施設が供用され又は稼働する時期

#### ウ 施設の利用が最大となる時期

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

予測地点については、予測地域の中から代表的地点を選定する。

なお、現地調査を実施した場合、現地調査の調査地点を考慮する。

### (5) 予測方法

予測方法は、施設の種類、規模及び地域の環境の状況等を考慮して、以下の方法のうちから適切なものを選定し又はその組み合わせによる。なお、必要に応じ実測値と照合する等予測手法の妥当性について検討する。

ア 伝搬理論計算式

イ 既存類似例による推定又は経験的回帰式

ウ 現地実験

なお、アによる方法を用いる場合にあつては、振動源の種類ごとに以下の予測式又はこれと同等レベルの予測式を用いる。

(ア) 道路交通振動

建設省土木研究所提案式（建設省所管道路事業環境影響評価技術指針（昭和 60 年建設省技調第 516 号）

(イ) 工場・事業場振動

内部減衰、幾何減衰を考慮した伝搬理論計算式

(ウ) 建設作業振動

内部減衰、幾何減衰を考慮した伝搬理論計算式

### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。定量的な予測を行った場合には、振動源の種類ごとに次の事項を整理する。

ア 道路交通振動

(ア) 道路の構造に係るデータ

道路構造断面図（車線数、路面種別を含む。）

道路構造による補正值

路面平坦性（ $\sigma$  値）

(イ) 交通量に係るデータ

時間交通量

平均走行速度

大型車混入率

(ウ) 予測に係るデータ

発生源、予測地点等の位置関係を示した平面図、断面図

地盤の種類

距離減衰値

地盤卓越振動数

予測結果

イ 工場・事業場振動

(ア) 発生源に係るデータ

振動源の配置

振動源機器の振動レベル（測定条件を含む。）

(イ) 予測に係るデータ

地盤の種類、伝搬速度、内部減衰比及び幾何減衰定数

発生源、予測地点等の位置関係を示した平面図、断面図

予測結果

ウ 建設作業振動

(ア) 発生源に係るデータ

振動源の配置

建設機械の振動レベル（測定条件を含む。）

(イ) 予測に係るデータ

地盤の種類、伝搬速度、内部減衰比及び幾何減衰定数

発生源、予測地点等の位置関係を示した平面図、断面図

予測結果

## 4. 分析

### (1) 分析項目

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

### (2) 分析の指針

ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

イ 環境基本計画等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

ウ 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。

### (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第5節 悪臭

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 悪臭に係る調査項目

悪臭に係る調査項目は、施設の種類、規模、構造及び処理方式並びに産業廃棄物の種類又は汚染土壌の汚染状態等の施設特性並びに悪臭物質排出の特性等を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-5-1 調査項目（悪臭）

|               |          |
|---------------|----------|
| アンモニア         | 臭気指数     |
| メチルメルカプタン     | その他必要な項目 |
| 硫化水素          |          |
| 硫化メチル         |          |
| 二硫化メチル        |          |
| トリメチルアミン      |          |
| アセトアルデヒド      |          |
| プロピオンアルデヒド    |          |
| ノルマルブチルアルデヒド  |          |
| イソブチルアルデヒド    |          |
| ノルマルバレールアルデヒド |          |
| イソバレールアルデヒド   |          |
| イソブタノール       |          |
| 酢酸エチル         |          |
| メチルイソブチルケトン   |          |
| トルエン          |          |
| スチレン          |          |
| キシレン          |          |
| プロピオン酸        |          |
| ノルマル酪酸        |          |
| ノルマル吉草酸       |          |
| イソ吉草酸         |          |
| その他必要な物質      |          |

##### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性のほか、予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表5-5-2 関連調査項目（悪臭）

| 項目       | 摘要                              |
|----------|---------------------------------|
| 気象の状況    | 風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量又は雲量等      |
| 地形・地物の状況 | 悪臭物質の移流、拡散に影響を及ぼすおそれのある地形・地物の状況 |
| 発生源の状況   | 工場・事業場等主要な発生源の分布状況等             |
| 法令による基準等 | 悪臭防止法等関連法令の規制基準等                |

## (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び気象の状況等を考慮して、施設の設置により悪臭が及ぶと予想される地域とする。

## (3) 調査方法

### ア 悪臭に係る調査方法

悪臭に係る調査は、以下により現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

#### (ア) 調査期間

調査期間は、施設の種類、規模、悪臭物質排出の特性及び気象等の状況並びに予測、分析における取り扱いを考慮し、悪臭の発生状況を適切に把握できる期間とし、原則として2日以上実施する。

#### (イ) 調査地点

調査地点は、気象の状況、地形・地物の状況、地域の概況を考慮して、調査地域を代表する悪臭物質濃度等の状況が把握できる地点とする。なお、調査結果を予測及び分析に用いる場合は、悪臭の発生の状況が適切に把握できる地点とする。

#### (ウ) 測定方法

悪臭の測定方法は、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月30日環境庁告示第9号）及び「臭気指数及び臭気強度の算定の方法」（平成7年9月13日環境庁告示第63号）に定める測定方法による。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、日本工業規格（JIS）等に定める方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

### イ 関連調査項目の調査方法

#### (ア) 気象の状況

「大気汚染調査結果」（愛知県）、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」若しくは「愛知県気象月報」（名古屋地方気象台）等既存資料の整理・解析、又は現地調査の実施により調査する。

なお、現地調査を実施する場合には、以下による。

##### a 観測期間

観測期間は、悪臭物質等の濃度調査を実施する期間に準じる。

##### b 観測地点

観測地点は、気象の状況、地形・地物の状況、地域の概況を考慮して、悪臭の解析及び悪臭物質等の予測を行うために必要な気象の状況を把握し得る地点とする。

##### c 観測方法

観測方法は、「気象観測の手引き」（平成10年9月気象庁）に定める方法による。

(イ) 地形・地物の状況

悪臭物質の移流、拡散に影響を及ぼすおそれのある地形・地物について、地形図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(ウ) 発生源の状況

悪臭の発生源となるおそれのある工場・事業場等の主要な発生源の位置、分布等について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(エ) 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、悪臭の状況は記載例 6 を参考にまとめる。

## 2. 環境保全措置

悪臭の防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の設置により発生する悪臭の程度（悪臭物質濃度等の瞬間値及びその出現頻度）とする。

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

## (5) 予測方法

予測方法は、施設の種類、規模及び地域の環境の状況等を考慮して、以下の方法のうちから適切なものを選定し又はその組み合わせによる。

なお、大気拡散モデルによる場合は、あらかじめ実測値と照合する等予測手法の妥当性について検討する。

ア 既存類似例による推定

イ 大気拡散モデル

(ア) プルームモデル

(イ) パフモデル

(ウ) ボックスモデル

(エ) 数値解モデル

ウ 野外拡散実験

## (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。既存類似例による推定を行った場合は、諸元等を既存類似例と比較・整理し、定量的な予測を行った場合には、次の事項を整理する。

ア 発生源に係るデータ

(ア) 点煙源

煙突口径

排出源の位置及び高さ

排出ガス量

排出ガス温度

有効煙突高及び計算式

悪臭物質等の排出濃度及び排出強度

(イ) 面煙源

排出面源の位置及び平均高さ

悪臭物質等の排出濃度及び排出強度

初期拡散幅

イ 予測に係るデータ

予測の基本式

気象条件

拡散パラメータ

予測結果

## 4. 分析

### (1) 分析項目

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

## (2) 分析の指針

- ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- イ 環境基本計画等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ウ 悪臭防止法に定める規制基準に適合するものであること。

## (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第6節 土壌汚染

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 土壌汚染に係る調査項目

土壌汚染に係る調査項目は、施設の種類、規模、構造及び処理方式並びに産業廃棄物の種類又は汚染土壌の汚染状態等の施設特性並びに汚染物質排出の特性等を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-6-1 調査項目（土壌汚染）

|                  |
|------------------|
| カドミウム            |
| 全シアン             |
| 有機リン             |
| 鉛                |
| 砒素               |
| 六価クロム            |
| 総水銀              |
| アルキル水銀           |
| PCB（ポリ塩化ビフェニル）   |
| 銅                |
| ジクロロメタン          |
| 四塩化炭素            |
| 1, 2-ジクロロエタン     |
| 1, 1-ジクロロエチレン    |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| トリクロロエチレン        |
| テトラクロロエチレン       |
| 1, 3-ジクロロプロペン    |
| チウラム             |
| シマジン             |
| チオベンカルブ          |
| ベンゼン             |
| セレン              |
| ふっ素              |
| ほう素              |
| ダイオキシン類          |
| その他必要な項目         |

##### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性のほか、予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表5-6-2 関連調査項目（土壌汚染）

| 項目       | 摘要                |
|----------|-------------------|
| 地盤の状況    | -                 |
| 水文・気象の状況 | -                 |
| 発生源の状況   | 対象物質の主要な発生源の分布状況等 |

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 利水の状況    | 表流水及び地下水の利用の状況     |
| 土地利用の状況  | -                  |
| 法令による基準等 | 土壌汚染対策法等関係法令の規制基準等 |

## (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び気象、利水の状況等を考慮して、施設の設置により土壌に影響を及ぼすと予想される地域とする。

## (3) 調査方法

### ア 土壌汚染に係る調査方法

土壌汚染に係る調査は、以下により現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

#### (ア) 調査地点

調査地点は、土壌中の対象物質の濃度及びその分布を適切に把握し得る地点とする。

#### (イ) 測定方法

測定方法は、以下の通達等に定められている方法から、項目に応じて適切なものを選定する。

- a 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成 11 年 1 月環境庁水質保全局）
- b 「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）
- c 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）
- d 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成 12 年 1 月環境庁水質保全局 土壌農薬課）
- e 以上の測定方法と同等以上の測定結果が得られる方法

### イ 関連調査項目の調査方法

水の流れ及び地下浸透に影響を及ぼすおそれのある地形、地質及び土質等について、地形図、地質図、土質柱状図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

現地調査を実施する場合は、ボーリング調査、土質試験、物理探査、揚水試験等の方法による。

#### (イ) 水文、気象の状況

地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「愛知県気象月報」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

#### (ウ) 発生源の状況

工場・事業場等の主要な発生源について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

#### (エ) 水利用の状況

地下水及び河川水等の飲料水、農業用水及び工業用水等への水の利用の状況について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(オ) 土地利用の状況

農用地、宅地（住宅地、工業用地等）、森林、原野等の分布の状況について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(カ) 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
- ・ その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、土壌の状況は記載例 7 を参考に取りまとめる。

## 2. 環境保全措置

土壌汚染の防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の設置により土壌中の汚染物質濃度に変化を及ぼすと予想される範囲及びその変化の程度とする。

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

#### (5) 予測方法

予測方法は、施設の種類、規模及び地域の環境の状況等を考慮して、既存類似例から推定する方法等による。

#### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、既存類似例との比較、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。

### 4. 分析

#### (1) 分析項目

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

#### (2) 分析の指針

ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

イ 環境基本計画等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

ウ 土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するとともに、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める基準に該当しないものであること。

#### (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第7節 地盤沈下

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 地盤沈下に係る調査項目

地盤沈下に係る調査項目は、施設特性等を考慮して、次の項目から選定する。

表5-7-1 調査項目（地盤沈下）

|       |
|-------|
| 地盤沈下量 |
| 地下水位  |

##### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性のほか、予測及び分析における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。

表5-7-2 関連調査項目（地盤沈下）

| 項目         | 摘要                              |
|------------|---------------------------------|
| 地盤の状況      | 地形、地質、土の透水性、土の性状、圧密状態、帯水層の貯留係数等 |
| 土地利用の状況    | -                               |
| 水文、気象の状況   | -                               |
| 地下水の塩水化の状況 | -                               |
| 地下水位の状況    | -                               |
| 法令による基準等   | 工業用水法等関係法令の規制基準等                |

#### (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び地盤の状況を考慮して、施設の設置が地盤及び地下水系に影響を及ぼすと予想される地域とする。

#### (3) 調査方法

##### ア 地盤沈下に係る調査方法

地盤沈下に係る調査は、「水準測量調査結果」（愛知県）、「地盤沈下調査結果」（愛知県）、「地盤沈下観測所地下水位情報」（愛知県）等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施による。

##### イ 関連調査項目の調査方法

###### (ア) 地盤の状況

水の流れ及び地下浸透に影響を及ぼすおそれのある地形、地質及び土質等について、地形図、地質図、地盤図等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。現地調査を実施する場合は、ボーリング調査、土質試験、物理探査、揚水試験等の方法による。

###### (イ) 土地利用の状況

農用地、宅地（住宅地、工業用地等）、森林、原野等の分布、面積割合等について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(ウ) 水文、気象の状況

地下水の流向、流量及び河川水量、降水量、蒸発散量等について、「愛知県気象月報」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(エ) 地下水の塩水化の状況

地下水の水素イオン濃度、塩化物イオン濃度等について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(オ) 地下水位の状況

地下水位の状況について、「地盤沈下観測所地下水位情報」等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(カ) 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
- ・その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

## 2. 環境保全措置

地盤沈下の防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。

また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、原則として施設の設置に伴う地下水の採取により地盤沈下及び地下水位の変動が生じる恐れのある地域の範囲及びその程度とする。

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、対象事業等の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

### (5) 予測方法

予測方法は、施設の種類、規模、地域の環境の状況等を考慮して、以下の方法のうちから適切なものを選定する。

- ア 圧密沈下理論等の理論式
- イ 既存類似例による推定

### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。なお、既存類似例による推定を行った場合には、諸元等を既存類似例と比較・整理する。

## 4. 分析

### (1) 分析項目

分析項目は、予測した項目とする。

### (2) 分析の指針

- ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- イ 環境基本計画等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ウ 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に定める地下水採取の規制基準に適合するものであること。

### (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第8節 自然環境

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 植物に係る調査項目

植物に係る調査は、施設の種類、規模及び設置場所等の施設特性を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-8-1 調査項目（植物）

|                               |
|-------------------------------|
| 植物相及び植生の状況（生育種、分布状況、現存量、生育環境） |
| 注目すべき種、植物群落の分布及び特性            |
| 緑被率                           |

##### イ 動物に係る調査項目

動物に係る調査は、施設の種類、規模及び設置場所等の施設特性を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-8-2 調査項目（動物）

|   |
|---|
| 動物相の状況（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類等の生息種、分布状況、密度又は現存量） |
| 注目すべき種、その生息地（採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等）の分布及び特徴       |

##### ウ 生態系の解析

生態系の解析は、施設の種類、規模及び設置場所等の施設特性を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-8-3 調査項目（生態系）

|              |
|--------------|
| 植物及び動物の群集の構造 |
| 食物連鎖の状況      |

##### エ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性のほか、予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表5-8-4 関連調査項目（生態系）

| 項目           | 摘要 |
|--------------|----|
| 気象、地象及び水象の状況 | -  |
| 土地利用の状況      | -  |
| 法令による地域指定等   | -  |

## (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び地域の概況等を考慮して、施設の設置が生態系又は植物、動物に影響を及ぼすと予想される地域とする。

## (3) 調査方法

植物及び動物に係る調査は、以下により、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮して行い、種の同定が困難な場合や注目すべき種の可能性がある場合などは必要に応じて標本（当該種の生息・生育に影響がない場合に限る。）又は識別点となる特徴を捉えた写真を適切に保存し、検証可能なものとなるよう措置する。また、法令により指定されている植物及び動物を現地調査する場合は、所要の手続きを行った上で実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、地形分布図、表層地質図、土壌図、植生図、航空写真、漁獲統計資料等既存資料の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

### ア 植物に係る調査方法

#### (ア) 植物相及び植生の状況

原則として、シダ植物以上の高等植物を対象として、生育種及びその分布状況、現存量、生育環境条件について調査する。

##### a 調査の時期

植物相の調査の時期は、通常冬期を除いた春、初夏、夏及び秋の適切な時期に行い、開花時期等の種の同定が容易な時期を選ぶよう配慮する。

植生の調査の時期は、春から秋にかけて行う。

##### b 調査の手法

植物相の調査の手法は、可能な限り広範囲に現地踏査し、出現する種を目視観察により記録する。

植生の調査は、植物社会学的調査法によるものとし、植物群落ごとにコドラートを設定し、群落構造、階層ごとの構成種とその優占度及び被度、土壌特性等の立地環境条件について調査を行う。

#### (イ) 注目すべき種、植物群落の分布及び特性

植物相及び植生の状況の調査結果から注目種を抽出し、注目すべき植物個体、植物種及び植物群落の位置、その生育状況の概要を整理する。

#### (ウ) 緑被率

調査地点は、施設の種類、規模及び水域の特性を勘案し、汚濁物質の濃度の変化が想定される範囲で調査水域を代表する水質汚濁の状況が把握できる地点とする。

##### a 調査の時期

調査の時期は、緑被率を把握するのに適した時期とする。

##### b 調査の手法

調査の手法は、目視観察、航空写真撮影等により行う。

### イ 動物に係る調査方法

(ア) 動物相の状況

哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類及び昆虫類等の生息種、分布状況、密度又は現存量等について調査する。

調査地点の選定に当たっては、地形、植生、水系等の条件に配慮する。

a 調査の時期

調査の時期は、調査対象の動物種の状況を把握するのに適した時期とし、原則として四季調査とするが、調査対象の動物種によって、繁殖期、産卵期、渡りの時期、成体の出現期等に配慮する。また、調査対象の動物種の活動性が冬季に低下する場合には、冬季の調査を省くことができる。

b 調査の手法

調査の手法は、フィールドサイン法、トラップ調査法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、任意採取法、直接観察法等により行う。

(イ) 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴

動物相の状況の調査結果から注目種を抽出し、注目すべき動物種の採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等の生息地の分布状況及び特徴を整理する。

ウ 生態系の解析

植物、動物、水質、気象、地象、水象（河川水象、湖沼水象）等の現況調査結果を基に、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標とする特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選んだ上で、植物及び動物の群集の構造、動物の移動経路の状況並びに食物連鎖の状況について解析する。

オ 関連調査項目の調査方法

(ア) 気象、地象及び水象の状況

気温、降水量、地形、地質、河川及び湖沼の水位、水量、水質等を「愛知県気象月報」、地形図、地質図、「公共用水域及び地下水の水質調査結果」等既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。

(イ) 土地利用の状況

農用地、森林、原野等の土地利用の状況等について、航空写真等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(ウ) 法令による地域指定等

次の法令の地域指定及び基準等を整理する。

- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）
- ・愛知県文化財保護条例（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）

- ・瀬戸市文化財保護条例（昭和 47 年瀬戸市条例第 12 号）
- ・その他関連する法令等

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、記載例 9 を参考に種のリスト、注目すべき種の分布、植物の群落組成表、植生図、緑被率算定表等、動物の採餌場所、繁殖場所、休息場所等、淡水生物の生息場所等を図表に表示する。

## 2. 環境保全措置

植物及び動物並びに生態系に与える影響の防止のために計画した緑化計画その他の環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の種類、規模等を考慮して、次の項目から選定する。

- ア 植物相、植生、注目すべき種、群落の分布、緑の量の変化の程度
- イ 動物相、注目すべき種、生息地の変化の程度
- ウ 植物及び動物の群集等の構造、食物連鎖の状況の変化の程度

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、以下の時期とする。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

### (5) 予測方法

植物相、植生、動物相及び生息・生育環境等の予測は、生物に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献等を参考にして予測する。

生態系の予測は、現況調査の結果、植物相、動物相及び生息・生育環境等の予測の結果及び対象事業等の事業計画の内容を勘案し、既存類似例、文献等を参考にして予測する。

## (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。

## 4. 分析

### (1) 分析項目

分析項目は、予測した項目とする。

### (2) 分析の指針

- ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- イ 環境基本計画等及び自然環境保全等基本方針(平成12年3月17日愛知県告示第208号)、あいち自然環境保全戦略(平成21年3月愛知県策定)等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境及び生態系に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ウ 自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定、規制基準等に適合するものであること。

### (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第9節 廃棄物・発生土

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 廃棄物・発生土に係る調査項目

廃棄物・発生土に係る調査項目は、施設の種類、規模及び設置場所等の施設特性を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-9-1 調査項目（廃棄物・発生土）

|                            |
|----------------------------|
| 地域における廃棄物の種類別の分別及び収集運搬の状況  |
| 地域における廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の状況 |
| 地域における廃棄物のリサイクル状況          |
| 地域における残土等の再利用の状況、処分場の状況    |

##### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性並びに予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表 5-9-2 関連調査項目（廃棄物・発生土）

| 項目        | 摘要 |
|-----------|----|
| 地形及び地質の状況 | -  |
| 土地利用の状況   | -  |
| 利水等の状況    | -  |
| 撤去建築物等の状況 | -  |
| 法令による基準等  | -  |

## (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び地域の概況等を考慮して、施設の設置により廃棄物及び発生土の処理、処分等に影響を及ぼすと予測される地域とする。

## (3) 調査方法

### ア 廃棄物等に係る調査方法

廃棄物に係る調査は、最新の既存資料の整理、解析又は現地調査により実施する。なお、現地調査を行う場合の調査時期については、施設に係る建設工事中並びに施設に係る建設工事完了後で、事業活動が通常の状態に達した時点とする。

### イ 関連調査項目の調査方法

#### (ア) 地形及び地質の状況

地形図等の最新の既存資料又は現地調査により実施する。

#### (イ) 土地利用の状況

土地利用現況図面等の最新の既存資料又は現地調査により実施する。

#### (ウ) 利水等の状況

最新の既存資料又は現地調査により実施する。

#### (エ) 撤去建築物等の状況

撤去する既存の建築物等に関連する図書類など設計図書等の既存資料により把握する。また、必要に応じて現地調査、関係者へのヒアリング等により補完する。

#### (オ) 法令による基準等

関係法令等による基準等の内容を整理する。

## (4) 調査の結果

調査結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には廃棄物・発生土の状況等を図表に整理する。

## 2. 環境保全措置

廃棄物等の発生抑制及び再生利用等、減量化の方法並びに処理方法等の環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

### 3. 予測

#### (1) 予測事項

予測事項は、廃棄物・発生土の性状、環境保全措置の内容を明らかにした上で、次の項目に関して発生すると予想される廃棄物・発生土の種類、発生量、再生利用量、処理量及び最終(埋立)処分量とする。

- ア 解体工事
- イ 土地造成
- ウ 施設に係る建設工事
- エ 施設の利用

#### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、廃棄物・発生土の発生量が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

- ア 施設に係る建設工事中の期間又は発生量が最大となる時期
- イ 施設の利用が最大となる時期

#### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

#### (5) 予測方法

予測方法は、施設の設置場所の状況（造成を行う土地の地形、地質の状況、伐採を要する樹木の状況、解体を要する施設等の状況等）及び計画の内容、再生利用等の状況等を考慮して、既存類似例を参考として原単位等により推定する方法とする。

#### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、発生抑制及び再生利用等の減量化方法及び処理方法等の効果、予測の結果等を取りまとめる。定量的な予測を行った場合には、次の項目ごとに廃棄物及び発生土の種類、発生量、再生利用量、処理量及び最終(埋立)処分量を整理する。

- ア 解体工事
- イ 土地造成
- ウ 施設に係る建設工事
- エ 施設の利用

### 4. 分析

#### (1) 分析項目

分析項目は、予測した項目とする。

## (2) 分析の指針

- ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- イ 環境基本計画等、国、愛知県、瀬戸市、尾張東部衛生組合その他の関係行政機関が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合するものであること。

## (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第10節 文化財

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

文化財に係る調査項目は、施設の種類、規模及び設置場所等の施設特性を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-10-1 調査項目（文化財）

| 項目         | 摘要              |
|------------|-----------------|
| 有形文化財の状況   | 種類、位置又は区域、指定区分等 |
| 民俗文化財の状況   | 〃               |
| 記念物の状況     | 〃               |
| 伝統的建造物群の状況 | 〃               |
| 埋蔵文化財の状況   | 位置又は区域等         |

#### (2) 調査地域

調査地域は、施設特性を考慮して、文化財に影響を及ぼすと予想される地域とする。

#### (3) 調査方法

##### ア 有形文化財の状況

有形文化財の調査は、建造物及び美術工芸品等の種類、存在する位置又は区域、指定区分等について、瀬戸市指定・登録文化財一覧等の既存資料の収集、整理又は現地調査の実施により調査する。

##### イ 民俗文化財の状況

民俗文化財の調査は、有形民俗文化財の種類、存在する位置又は区域、指定区分等について、瀬戸市指定・登録文化財一覧等の既存資料の収集、整理又は現地調査の実施により調査する。

##### ウ 記念物の状況

記念物の調査は、史跡、名勝、天然記念物の種類、存在する位置又は区域、指定区分等について、瀬戸市指定・登録文化財一覧等の既存資料の収集、整理又は現地調査の実施により調査する。

また、現地調査を行なう場合には、聞き取り調査、地域の土地利用状況などについても行なう。

##### エ 埋蔵文化財の状況

埋蔵文化財の調査は、埋蔵文化財包蔵地の存在する位置又は区域等について、瀬戸市指定・登録文化財一覧、瀬戸市詳細遺跡地図等の既存資料の収集、整理又は現地調査の実施により調査する。

なお、調査方法について教育委員会等の指導を受け、試掘調査など行った場合には、当該調査を現地調査とする。

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

### 2. 環境保全措置

文化財に与える影響の防止のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

### 3. 予測

#### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の種類、規模等を勘案して、次の項目から選定する。

- ア 施設を設置しようとする地域及び関係地域内の有形文化財、有形民俗文化財、記念物（動物、植物を除く。）に与える影響の程度及び周囲の環境の改変の程度
- イ 施設を設置しようとする地域及び関係地域内の埋蔵文化財の改変の程度

#### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、以下の時期とする。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

#### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

#### (5) 予測方法

文化財に係る予測は、現況調査の結果及び施設特性を勘案して行う。

#### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。

### 4. 分析

#### (1) 分析項目

分析項目は、予測した項目とする。

## (2) 分析の指針

- ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- イ 環境基本計画等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ウ 文化財保護法、愛知県文化財保護条例及び瀬戸市文化財保護条例に定める規制基準等に適合するものであること。

## (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第 1 1 節 景観

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 景観に係る調査項目

景観に係る調査項目は、施設の種類、規模及び設置場所等の施設特性を考慮して、下表の項目から選定する。

表 5 - 1 1 - 1 調査項目 (景観)

|                        |
|------------------------|
| 自然景観の特性及び構成要素          |
| 歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の状況等 |
| 都市景観の特性及び構成要素の状況等      |
| 代表的な眺望地点の状況            |

##### イ 関連調査項目

関連調査項目は、施設特性並びに予測及び分析における取り扱いを考慮して、下表の項目から選定する。

表 5 - 1 1 - 2 関連調査項目 (景観)

| 項目       | 摘要 |
|----------|----|
| 土地利用の状況  | -  |
| 地形・地物の状況 | -  |
| 法令による基準等 | -  |

#### (2) 調査地域

調査地域は、対施設特性及び地域の概況等を考慮して、施設の設置が景観に影響を及ぼすと予想される地域とする。

#### (3) 調査方法

##### ア 景観に係る調査方法

##### (ア) 自然景観の特性及び構成要素の状況等

自然景観の特性及び構成要素の調査は、代表的な眺望地点からの景観を構成する要素（山、河川、湖沼、滝、溪谷、海岸、岬、植物、史跡、名勝、社寺等）の視認の状況とそれらが一体となって形成する景観の特性について写真撮影、スケッチの作成等の現地調査を実施する。調査の時期については、景観の構成要素の状況及び眺望地点の利用の状況が季節により変化する場合は、それぞれの季節に配慮するものとする。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、既存資料の整理、解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

##### (イ) 歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の状況等

歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の調査は、施設の設置予定地の眺望状況を勘

案して、周辺地域における史跡、名勝、埋蔵文化財包蔵地、歴史的・文化的価値を有する建物等の分布状況とそれらが一体となって形成する景観の特性について写真撮影、スケッチの作成等の現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、既存資料の整理、解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

(ウ) 都市景観の特性及び構成要素の状況等

都市景観の特性及び構成要素の調査は、施設の設置予定地の眺望状況を勘案して、周辺地域における主たる建物等の種類並びに形状及び高さ、土地の区画の形状、オープンスペースの状況等とそれらが一体となって形成する景観の特性について、写真撮影、スケッチの作成等の現地調査を実施する。

なお、予測及び分析の方法を勘案して、既存資料の整理、解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。

(エ) 代表的な眺望地点の状況

代表的な眺望地点の状況は、施設及び施設の設置予定地を視認することができる地域を、地形図等を基に解析して明らかにした上で、当該地域内に存在する眺望地点（展望地、峠、観光道路、集落、社寺、野外活動施設、人の集まる公共施設等）の位置、分布状況及び利用の状況等について現地調査して行うものとする。

イ 関連調査項目の調査方法

(ア) 土地利用の状況

主要な景観構成要素を把握するため、土地利用の状況等について、航空写真等既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。

(イ) 法令による基準等

関係法令等による基準等の内容を整理する。

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、各景観の特性及び構成要素とその分布状況を図面、表等に、また代表的な眺望地点及び眺望の状況を写真、景観図等に整理する。

## 2. 環境保全措置

景観形成のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。

また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

### 3. 予測

#### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、対象事業等の種類、規模等を考慮して、次の項目から選定する。

- ア 主要な景観構成要素の改変の程度、その改変による自然景観、歴史的・文化的景観又は都市景観の特性及び雰囲気の変化の程度、並びに周辺地域の主要な景観構成要素との調和の程度
- イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

#### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、施設に係る建設工事の完了後の適切な時期とする。

#### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

#### (5) 予測方法

予測は、以下の方法のうち適切なものを選定する。

- ア 周辺地域を含めた投影図又は透視図等の作成
- イ 周辺地域を含めたフォトモンタージュ又はコンピュータグラフィックス等の作成
- ウ 周辺地域を含めた模型の作成

#### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。

### 4. 分析

#### (1) 分析項目

分析項目は、予測した項目とする。

#### (2) 分析の指針

- ア 景観形成について十分な配慮がなされていること。
- イ 環境基本計画等、自然環境保全等基本方針(平成12年3月17日愛知県告示第208号)、あいち自然環境保全戦略(平成21年3月愛知県策定)、美しい愛知づくり基本計画(平成19年3月策定)、瀬戸市景観計画(平成22年10月策定)等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境及び景観形成に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ウ 自然公園法、景観法、瀬戸市景観条例に定める地域指定、規制基準等に適合するものであること。

### (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第12節 防災

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

##### ア 防災に係る調査項目

防災に係る調査項目は施設の種類、規模及び設置場所等の施設特性を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-12-1 調査項目（防災）

| 項目        | 摘要                                    |
|-----------|---------------------------------------|
| 地震災害対策の状況 |                                       |
| 風水害対策の状況  |                                       |
| 防災施設等の状況  | 砂防堰堤等の災害防止施設の設置状況<br>避難所等の災害対策施設の設置状況 |
| 施設の計画の状況  | 建設工事中及び供用開始後の災害防止対策                   |

#### (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び地域の概況等を考慮して、施設の設置が地域の防災に及ぼすと予想される地域とする。

#### (3) 調査方法

##### ア 地震災害対策の状況

瀬戸市地域防災計画等の最新の既存資料、関係機関等からの聞き取り調査又は現地調査により明らかにする。

##### イ 風水害対策の状況

瀬戸市地域防災計画等の最新の既存資料、関係機関等からの聞き取り調査又は現地調査により明らかにする。

##### ウ 防災施設等の状況

最新の既存資料又は聞き取り調査により明らかにする。

##### エ 施設の計画の状況

事業計画書の記載等により明らかにする。

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、地震災害対策の状況、風水害対策の状況、防災対策施設等の状況等を図表等に整理する。

## 2. 環境保全措置

防災の確保のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

## 3. 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の設置により地域の防災に変化を及ぼすと予想される範囲及びその変化の程度とする。

### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

### (5) 予測方法

予測方法は、施設の計画の状況、周辺の土地利用の状況、環境保全措置等を考慮して、次に以下の方法の中から適切なものを選定する。

- ア 類似事例を参考にする方法
- イ その他適切な方法

### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、既存類似例との比較、予測に際して考慮した事項、予測の結果等を取りまとめる。

## 4. 分析

### (1) 分析項目

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

### (2) 分析の指針

- ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- イ 環境基本計画等及び愛知県地域防災計画、瀬戸市地域防災計画等、国、愛知県又は瀬戸

市が定める環境及び防災に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

ウ 分析項目ごとに地域特性を勘案し、交通安全が確保されること。

### (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。

## 第13節 交通安全

### 1. 現況調査

#### (1) 調査項目

交通安全に係る調査項目は、施設の種類、規模及び設置場所等の施設特性を考慮して、下表の項目から選定する。

表5-13-1 調査項目（交通安全）

| 項目                | 摘要                                   |
|-------------------|--------------------------------------|
| 道路等の状況            | 施設の設置場所に関連性の高い国道、県道及び市道等の状況          |
|                   | 施設との関連が想定される交通計画の状況                  |
|                   | 道路の種類                                |
|                   | 起終点及び主な経過地                           |
|                   | 幅員構成                                 |
|                   | 道路の性格                                |
|                   | 交差点の位置                               |
|                   | 構造                                   |
|                   | 信号制御方法                               |
|                   | 通学路の状況及び通学時間帯                        |
|                   | バス等の公共交通の状況                          |
|                   | 駐車場の設置状況                             |
|                   | 交通量の状況                               |
| 交通安全施設、交通安全対策等の状況 | 歩道、横断歩道、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の設置状況   |
|                   | 道路管理者等が行っている交通安全対策の状況                |
|                   | 自治会、学校等の各種団体が行っている通学時間帯における学童の誘導等の状況 |
| 施設の計画の状況          | 建設工事中及び供用開始後の発生集中交通量                 |

#### (2) 調査地域

調査地域は、施設特性及び地域の概況等を考慮して、施設の設置が交通安全に及ぼすと予想される地域とする。

#### (3) 調査方法

##### ア 道路等の状況

瀬戸市道路図等の最新の既存資料、道路管理者等からの聞き取り調査又は現地調査により明らかにする。

交通計画については、愛知県及び瀬戸市の交通計画、都市計画道路網等の最新の既存資料により明らかにする。

##### イ 交通量の状況

最新の既存資料又は現地調査により明らかにする。

現地調査は、交通の状況を適切に把握できる期間及び地点において行うものとする。

##### ウ 交通安全施設、交通安全対策等の状況

最新の既存資料又は聞き取り調査により明らかにする。

- エ 施設の計画の状況  
事業計画書の記載等により明らかにする。

#### (4) 調査の結果

調査の結果を取りまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。

現地調査を実施した場合には、道路等の状況、交通量の状況、交通安全施設、交通安全対策等の状況等を図表等に整理する。

### 2. 環境保全措置

交通安全の確保のために計画した環境保全措置の内容、実施時期及び効果を取りまとめる。また、環境保全措置の実施により他の環境に与える影響が考えられる場合は、その概要を明らかにする。

### 3. 予測

#### (1) 予測事項

予測事項は、環境保全措置の内容を明らかにした上で、施設の設置により交通等の安全性に変化を及ぼすと予想される範囲及びその変化の程度とする。

#### (2) 予測の対象時期

予測の対象とする時期は、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる時期を原則とし、施設の種類、規模を考慮して、以下の時期のうちから選定する。

なお、アとイの時期が重なる場合には、この時期についても配慮する。

- ア 施設に係る建設工事中の時期
- イ 施設が供用され又は稼働する時期
- ウ 施設の利用が最大となる時期

#### (3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

#### (5) 予測方法

予測方法は、施設の計画の状況、周辺の土地利用の状況、環境保全措置等を考慮して、次に以下の方法の中から適切なものを選定する。

- ア 類似事例を参考にする方法
- イ その他適切な方法

#### (6) 予測の結果

予測の前提となる諸元、既存類似例との比較、予測に際して考慮した事項、予測の結果等

を取りまとめる。

#### 4. 分析

##### (1) 分析項目

分析項目は、予測事項に係る項目とする。

##### (2) 分析の指針

ア 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

イ 環境基本計画等及び愛知県交通安全計画(平成23年6月策定)、瀬戸市交通安全計画(平成23年9月策定)等、国、愛知県又は瀬戸市が定める環境及び交通安全に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

ウ 分析項目ごとに地域特性を勘案し、交通安全が確保されること。

##### (3) 分析方法

分析項目ごとに現況調査及び予測の結果に基づき、分析の指針に照らして、関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析する。